

第2回 地域防災力の向上に関する検討委員会

日 時：令和7年10月6日（月）13:00～

場 所：神戸市役所4号館1階 本部員会議室

議 事 次 第

1. 開会

2. 事務局からの説明

(1) 第1回委員会 補足説明 資料3

- ① 防災福祉コミュニティの構成団体
- ② 防災福祉コミュニティにおける担い手不足対策
- ③ ふれあいのまちづくり事業（地域福祉センター）

(2) 第1回委員会 まとめ 資料4

- ① 主なご意見（抜粋）
- ② 論点整理

3. 議題

- (1) 論点整理を踏まえた意見交換
- (2) その他事項に関する意見交換

4. 閉会

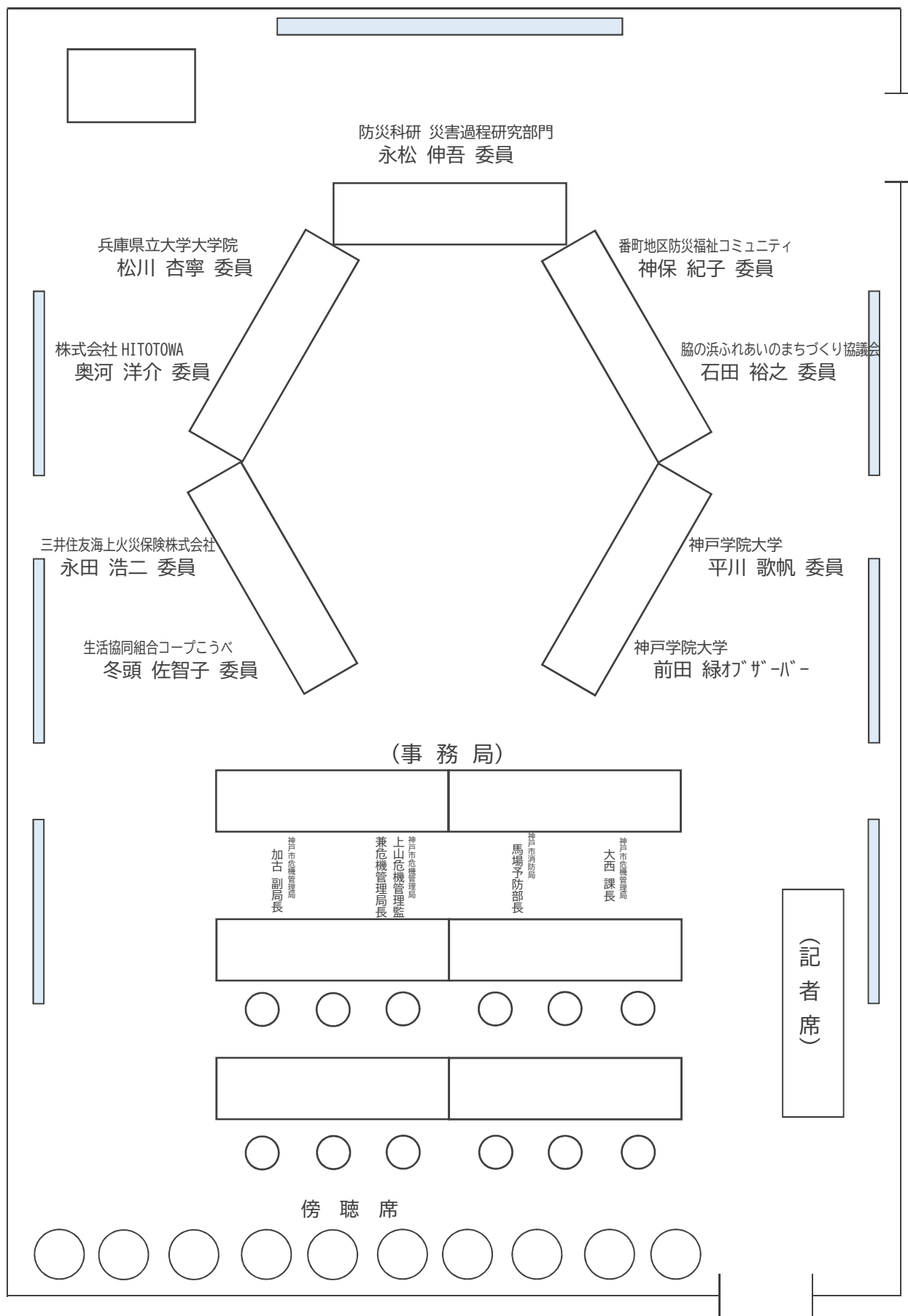
【配布資料】

- ・ 資料1 議事次第（本紙）
- ・ 資料2 座席表
- ・ 資料3 第1回委員会 補足説明
- ・ 資料4 第1回委員会 まとめ
- ・ 資料5 意見照会書

第2回神戸市地域防災力の向上に関する検討委員会 座席表

日 時：令和7年10月6日（月）13:00～

場 所：神戸市役所4号館1階 本部員会議室



資料3

(1) 第1回委員会 補足説明



① 防災福祉コミュニティの構成団体

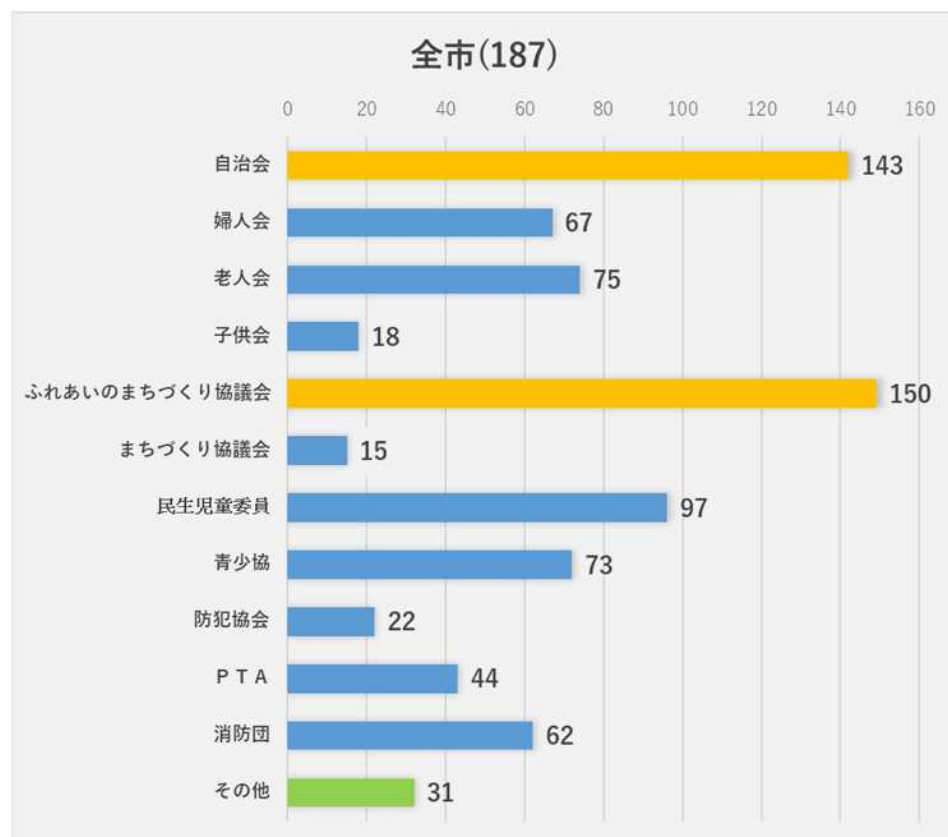
(防災福祉コミュニティ アンケートより)



○ 防災福祉コミュニティ アンケート（補足）

【参考：第1回委員会資料 抜粋】

問1：あなたの防災福祉コミュニティは、どのような団体で構成されていますか。【複数回答】



○ほとんどの防コミで、自治会(143地区・76%)、ふれあいのまちづくり協議会(150地区・80%)のいずれか又は両方が構成員となっている。

<いずれも入っていない地区(3地区)>

- ・中央(1)：旧居留地連絡協議会防災・防犯委員会
- ・西 (2)：神戸ハイテクパーク防災福祉コミュニティ
西神工業会防災福祉コミュニティ

<その他の回答(主なもの)>

幼稚園、保育園、地域老人福祉施設、介護施設、あんしんすこやかセンター、ボーイスカウト、児童館、警察、財産区管理会、病院、商店街、マンション管理組合、スーパー、薬剤店、コンビニ、商店街振興組合、市場、保護司会、学校施設開放運営委員会、社会福祉協議会

○ 防災福祉コミュニティ アンケート（補足）

<構成団体数分布（区別）>

区(地区数)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11団体～
東灘(13)	1	1	1	1	1	1	2	-	-	1	4
灘(15)	3	2	4	1	2	3	-	-	-	-	-
中央(18)	6	-	1	1	2	3	2	2	-	-	1
兵庫(16)	1	2	3	-	2	3	1	-	2	-	2
北(20)	3	3	4	2	4	3	1	-	-	-	-
北神(11)	3	-	1	-	2	3	1	-	1	-	-
長田(18)	6	1	3	1	1	4	2	-	-	-	-
須磨(21)	2	1	5	3	4	3	2	1	-	-	-
垂水(25)	9	2	-	3	2	3	3	3	-	-	-
西(30)	11	-	1	3	4	4	1	2	4	-	-
全市計(187)	45	12	23	15	24	30	15	8	7	1	7

※「団体数」は回答に記載されている団体の種類を単純合算したものであり、実際の団体数とは異なる。

○構成団体が1団体のみの防コミ45地区では、ふれまちのみが32地区(71%)、自治会のみが10地区(22%)であった。

○構成団体2団体の防コミ12地区のうち、自治会又はふれまち以外の団体が構成団体となっている地区は5地区(41%)であった。
・民児協2地区（自治会2）
・消防団3地区（自治会1、ふれまち2）

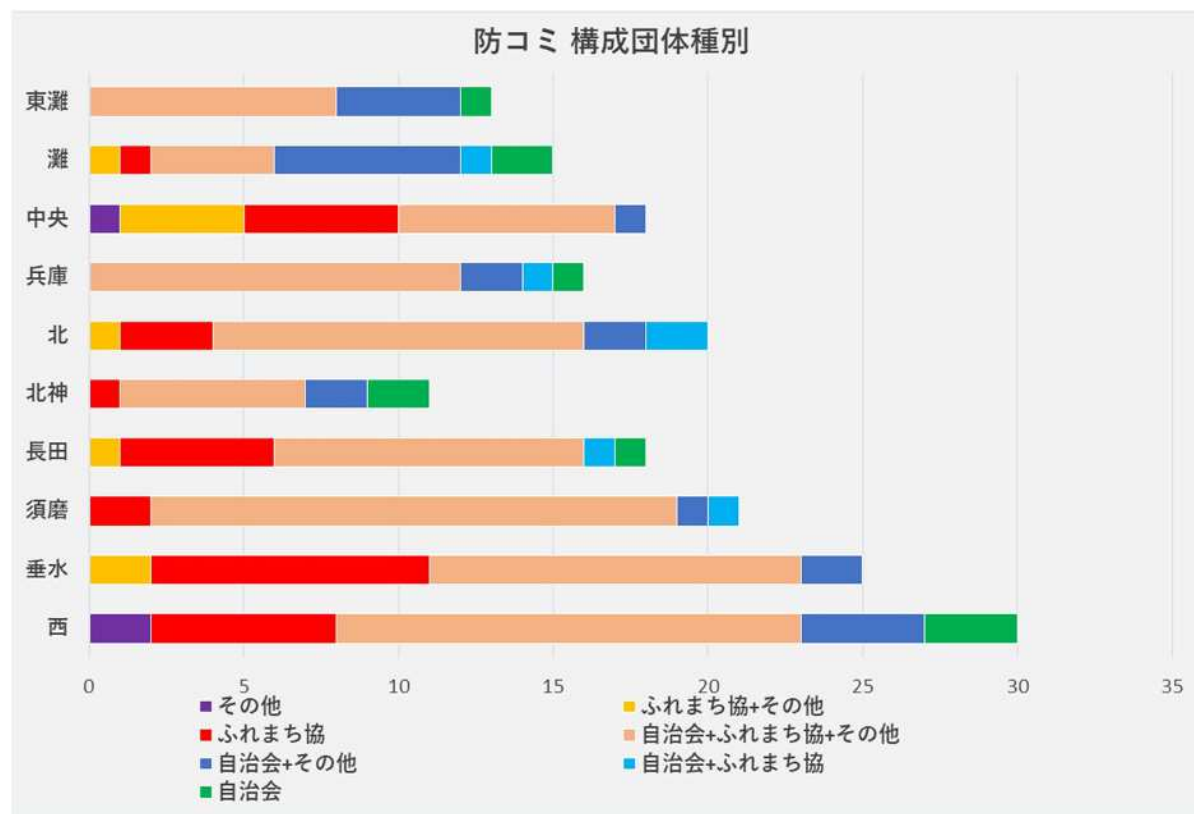
○構成団体数の分布上の上位3位は、1団体（45地区:24%）、6団体(30地区:16%)、5団体(24地区:13%)の順であった。

○構成団体数最多は16団体が2地区であった。（中央区1・兵庫区1）



○ 防災福祉コミュニティ アンケート（補足）

<構成団体数分布（区別）>



※「団体数」は回答に記載されている団体の種類を単純合算したものであり、実際の団体数とは異なる。

○灘区を除くすべての区で、「自治会+ふれまち+その他の組み合わせ」が最も多い。灘区では「自治会+その他」の組み合わせが最も多い。

○東灘区、灘区、兵庫区、北神区では、他の区に比べ、ふれまちのみの地区や自治会を除くその他の団体で構成されている地区が少ない。

○逆に、中央区、北区、長田区、垂水区では、自治会を含む構成よりも、ふれまちを含む構成の方が多い。

② 防災福祉コミュニティにおける担い手不足対策



○担い手不足に対する取組み（消防局）

● 若者の参加促進（防災ジュニアチームの支援）

- ・ 小・中学生を中心にチームを結成。地域と一体となった防災教育や訓練を実施
- ・ 消防出初式や全国少年消防クラブ交流大会等への参加
- ・ 市内で29チームが活動中（2025年10月時点）



● 活動の支援（BOKOMIサポーター、専門家派遣）

- ・ 防災に関する専門的な知識やコンテンツを有する個人・団体等（BOKOMIサポーター）による地域活動の支援
- ・ 専門家派遣による活動支援（計画の確認、訓練の支援）
- ・ 16団体が登録（2025年10月時点）



BOKOMIサポーター（防災女子）



専門家派遣（幅広い世代を呼び込む訓練メニューの体験）

● 若者の参加促進（防災ジュニアチームの支援）

（参考：防災ジュニアチーム 一覧）

○東灘区(5)

- ・ 向洋ジュニア防災チーム
- ・ 魚崎ジュニア防災チーム
- ・ 住吉中学校ジュニア防災リーダー
- ・ 本庄中学校ジュニア防災チーム
- ・ もとさん子ども防災チーム

○灘区(1)

- ・ 鷹匠中学校防災ジュニア

○中央区(5)

- ・ 東川崎防災ジュニアチーム
- ・ ポーアイ防災ジュニアチーム
（神戸学院大学附属中学校）
- ・ ポーアイ防災ジュニアチーム
（神戸市立義務教育学校港島学園）
- ・ 中央ジュニア消防チーム
- ・ 渚中学校ジュニア防災リーダー

○兵庫区(6)

- ・ 須佐野中学校防災ジュニアライセンス
チーム
- ・ 湊川中学校防災ジュニアチーム
- ・ 夢野中学校防災ジュニアチーム
- ・ 兵庫中学校防災ジュニアチーム
- ・ 吉田中学校防災ジュニアチーム
- ・ Bosai Jr. 消防団ひょうご

○北区(1)

- ・ ひよどり台防災ジュニアチーム

○長田区(2)

- ・ 長田連合防災ジュニア
- ・ 名倉防災キッズ

○須磨区(1)

- ・ 西落合ジュニア隊

○垂水区(1)

- ・ 歌敷山中学校防災ジュニアチーム

○西区(7)

- ・ ばんぶーふぁみりー
- ・ 桜が丘防災ジュニア
- ・ 井吹台防災Jrチーム
- ・ 井吹Jrチーム
- ・ 長坂ジュニアチーム
- ・ 檉野台ジュニアチーム
- ・ 春日台ジュニアチーム

計 29チーム



● 活動の支援（BOKOMIサポーター、専門家派遣）

（参考：BOKOMIサポーター 一覧）

団体名	支援内容（ホームページより抜粋）
① NPO法人 プラス・アーツ	イザ!!カエルキャラバン!合同研修会、防災活動に関する相談対応
② 株式会社 コー・プラン	防災訓練等の企画・運営支援、活動計画づくり等防コミ活動に関するよろず相談
③ NPO法人 ふたば	避難所体験、逃げ道まち歩き、災害時の知恵学習
④ 特定非営利活動法人 兵庫県防災士会神戸エリア	防災講義、ワークショップ、防災体験・防災教室
⑤ 神戸防災技術者の会	スライド学習（座学）、震災遺構や復興したまちを歩く（まち歩き） ほか
⑥ 神戸学院大学 防災女子	災害食アレンジ体験ワークショップ、防災ワークショップブース ほか
⑦ NPO法人 兵庫県暮らしにやさしい防災・減災	防災講演（スライド）、子ども防災かるた取り、ペットボトルの雨量計作りなど
⑧ 一般社団法人 神戸防災安全推進協会	消火訓練、避難誘導訓練、救急救命講習
⑨ 株式会社 好日山荘	泥水ろ過体験、災害食体験、アウトドアアイテムの防災活用
⑩ こうべ防災サポート	防災講義・防災ワークショップ、防災計画作成・検証、街歩き・地域活性等
⑪ 公益財団法人 日本公衆電話会兵庫支部	公衆電話教室
⑫ 神大国際防災ゼミ	防災訓練の国際化支援（外国人居住者等の参加に資するチラシ等の多言語化や翻訳）
⑬ 一般社団法人 アースパルKOBÉ	風水害24、“我が家の防災スイッチを考える”又は“マイ避難カードづくり” ほか
⑭ NPO法人 ひょうご地域防災サポート隊	出前講座（防災講演）、防災訓練支援、防災マップづくり等支援
⑮ NPO法人 Pinion Gear（ピニオンギア）	【遊び×防災】ASOBOU
⑯ 神戸西防災士会	防災学習・講義、防災訓練・企画実施支援、救命講習（心肺蘇生法・けがの手当等）

○ 単独型・ふれまち一体型（全市・区別の分布等）

- ・単独型：単独で助成金の交付を受け、活動をしている防災福祉コミュニティ（77地区）
- ・一体型：ふれあいのまちづくり協議会と一体的に助成金の交付を受け、活動している防災福祉コミュニティ（115地区）

	東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北区	長田区	須磨区	垂水区	西区	合計	（割合）
単独型	11	14	4	11	19	10	4	1	3	77	（40%）
一体型	2	2	14	6	14	9	17	24	27	115	（60%）



③ ふれあいのまちづくり事業 （地域福祉センター）



○ふれあいのまちづくり事業（地域福祉センター）

1977年 神戸市民の福祉をまもる条例 制定

1985年 地域福祉センターの整備開始（1986年 高倉台地域福祉センター、桃山台地域福祉センター開設）

1990年 神戸市ふれあいのまちづくり条例 制定

（目的）

地域福祉活動の推進を図り、もって神戸市民の福祉をまもる条例の理念の実現に寄与すること

（規定内容）

ふれあいのまちづくり協議会の組織及び活動、神戸市立地域福祉センターの設置及び管理その他ふれあいのまちづくり事業に関し必要な事項を規定

// 「ふれあいのまちづくり事業」開始

（主な事業内容）

- ・ ふれあい給食、健康体操、世代間交流、ひとりぐらし高齢者料理教室、子育てサークル など
- ・ 拠点施設である地域福祉センターの管理運営

2005年 指定管理者制度の導入

2011年 全小学校区に地域福祉センター設置（市立189か所、民間5か所）



○ふれあいのまちづくり協議会に対する補助制度

● 神戸市ふれあいのまちづくり助成金

・概要 ふれあいのまちづくり協議会が実施する以下の地域活動に対して助成

(1) 地域福祉活動メニュー

① 地域における福祉事業（ふれあい喫茶、ふれあい給食、健康体操 等）

1回5,000円、上限200,000円

② 地域における子育て支援・多世代交流事業（子育てサークル、こども食堂 等）

1回6,000円、300,000円

(2) 提案型活動（具体的な内容は各区要領）

・様々な分野での地域課題解決への取り組みや地域特性を活かした先駆的な活動

・学生ボランティアとの協働事業（年30,000円以内、2025年度～）

(3) 防災福祉メニュー

(4) エコタウンメニュー

(5) 市民花壇メニュー

(6) まちの美緑花ボランティアメニュー

・実績 令和6年度は186団体/194団体が上記（1）又は（2）を使用



○地域交流センター条例の制定

地域福祉センター及びふれあいのまちづくり事業の創設時と比べ、社会環境が変化

- ・ 地域福祉分野も含めて地域課題が多様化
- ・ 地域団体の高齢化や担い手不足の課題
- ・ NPOや大学、企業などの社会貢献活動や地域活動における新たな活動主体の登場

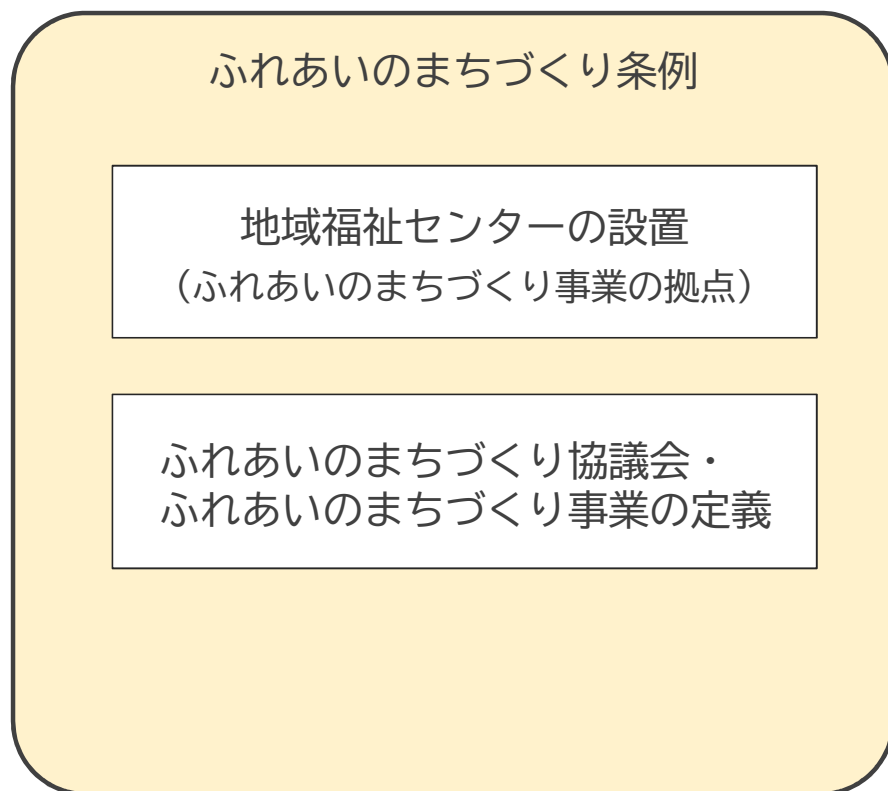


- ・ 2022年5月 地域福祉センターに関する検討委員会 設置
- ・ 2023年5月 最終報告書 公表
- ・ 2024年9月 地域福祉センターの新たな役割などを示す基本方針」策定
- ・ 2025年3月 「神戸市地域交流センター条例」制定
 - ・ 地域福祉センターの施設名称を2026年度から「地域交流センター」へと改める
 - ・ 「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」へと新たに位置づけ、全世代が気軽に利用できる施設とするとともに、施設の管理運営に必要な内容を規定。
 - ・ 「地域交流センター条例」制定に合わせ、「神戸市ふれあいのまちづくり条例」を廃止

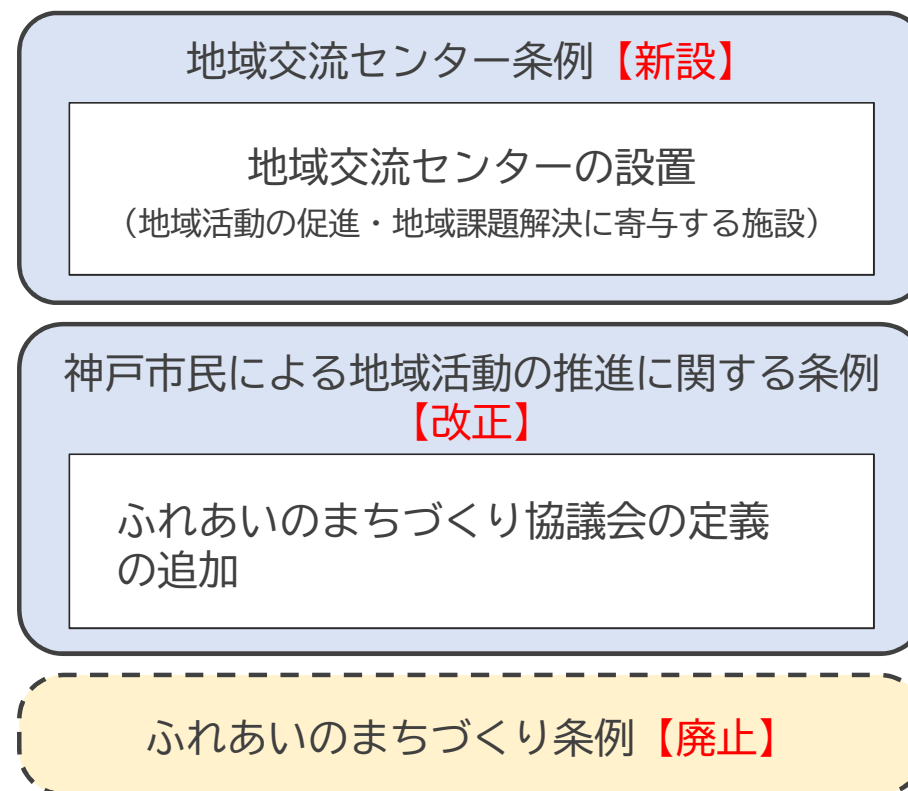


○地域交流センター条例の制定

現 行



改正後



○地域交流センター（2026年4月～）

地域福祉センターを、「地域活動の促進・地域社会の課題解決に寄与する施設」である地域交流センターに新たに位置付け、多世代交流の場や地域社会・地域コミュニティの活性化の場として、全世代が気軽に利用できる施設とするとともに、独自性、個別性の高い運営を見直す。

【主な変更点】

① 利活用促進に向けた管理運営への変更

- ・ 閉館日を日曜日から、平日のうち指定管理者が市長の承認を得て定める日に変更
- ・ 利用申請があれば原則9時から21時まで利用できるように改める。

② 地域交流センター共通の運営基準の設定

- ・ 使用規程の主要部分を統一し、優先予約の基準や金銭の授受を伴う活動に対する使用許可の判断基準、飲食を伴う利用、利用によって生じた事故などの責任などを明記

③ 利用料金制の採用

- ・ 各施設で異なる運営協力金（利用者からの寄付金）の制度から、条例で利用料金の上限を規定して運用する利用料金制度に改め、その収入を指定管理者の管理運営や活動などに使えるようにする。

④ 他施設との合築施設に関する特例

- ・ 合築先施設の運用にも配慮するために例外を設定



資料4

(2) 第1回委員会 まとめ

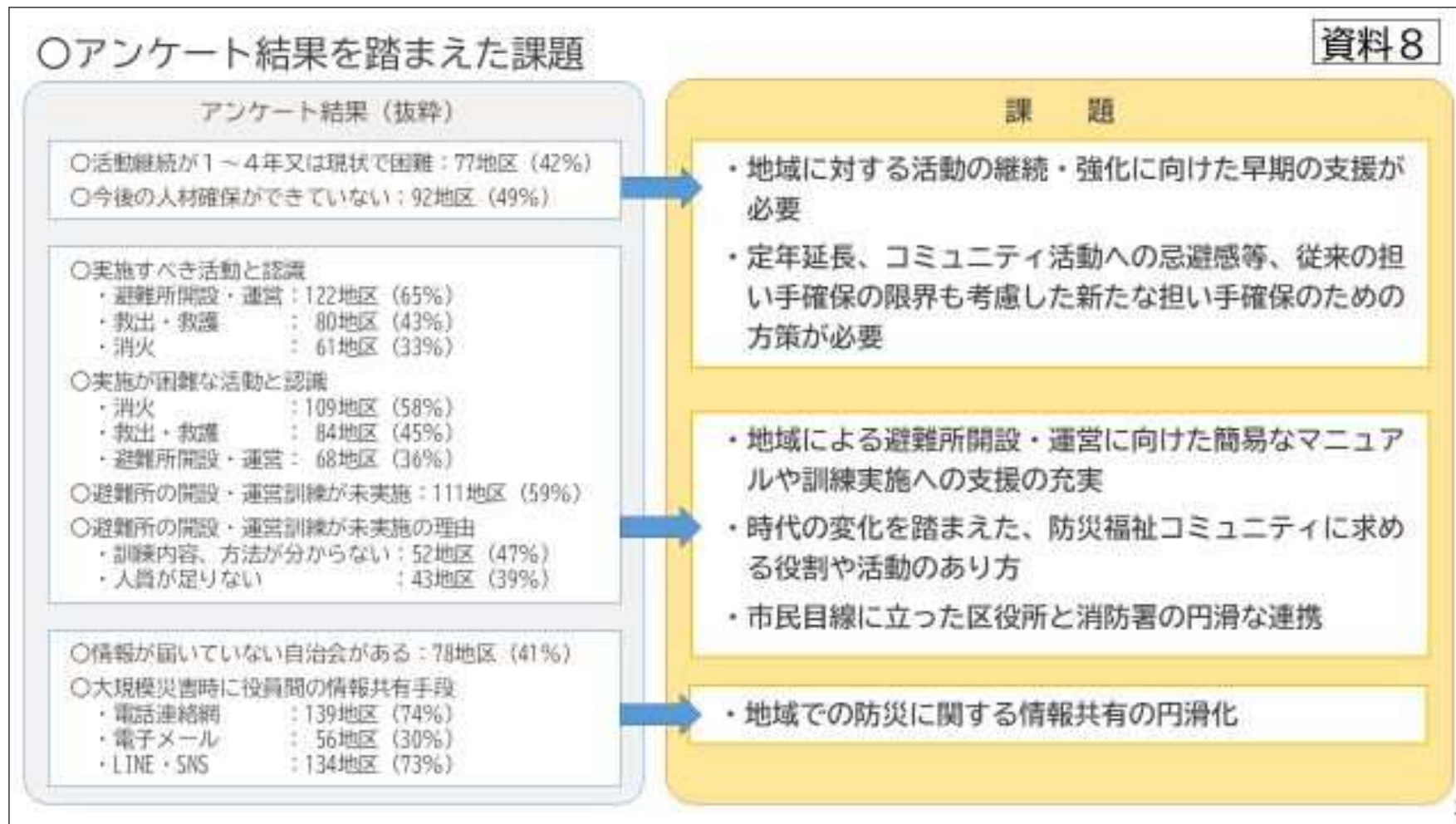


① 主なご意見（抜粋）



（参 考）

【参考：第1回委員会資料 抜粋】



（参 考）

【参考：第1回委員会資料 抜粋】

○検討委員会で検討いただきたい事項

- ① 地域防災・避難所開設を長期的に担っていただける地域人材（避難所運営リーダー）確保のための必要な支援策
 - ・「防災士資格取得助成制度」を活用した人材の確保・育成
 - ・市による防災福祉コミュニティへの説明、リーダー研修の実施
 - ・地域による避難所開設・運営訓練の促進方策（インセンティブ付与等）
 - ・地域人材が確保できない場合の地元企業・NPO等の活用方策
 - ・地域団体等に参加していないマンション住民の地域防災への参画
 - ・次世代育成支援策、防災教育
- ② 持続可能性確保のための市による地域防災の担い手に対するインセンティブ（謝礼等）のあり方
- ③ 区災害対策本部としての地域への支援のあり方
- ④ 地域での防災に関する情報共有の円滑化（LINEグループ、TEAMSの活用など）

2



(1) 地域防災・避難所開設を長期的に担っていただける地域人材（避難所運営リーダー）確保のための必要な支援策

① 防災福祉コミュニティ（地域活動）への参加促進に関する意見

- ・ 防災に興味がない人にも地域活動に携わってもらう機会を作る必要がある。
- ・ 防災に特化せず、子どもや地域が楽しんで参加できる身近なイベントがいい。
- ・ 若い人が地域活動に参加できない理由を把握する場を作っていく必要がある。

② 地元企業・NPO等の活用に関する意見

- ・ 企業、NPO、学生が得意なことを活かして関われるよう促進していくべき。
- ・ 日頃の場づくりを通して、地域の垣根を超えた支援ができる。

③ 地域等での活動で困っていること

- ・ 学生からは防災に関わりたくても活躍する場がないという意見が多い。



(2) 持続可能性確保のための市による地域防災の担い手に対するインセンティブ（謝礼等）のあり方

- ・ 一定のクオリティを確保し、若い人が地域に参画するためにもインセンティブがあったほうがよい。

(3) 区災害対策本部としての地域への支援のあり方

- ・ 地域ごとの特徴があり、個別に対応していくためにも、市役所・区役所側の体制も考える必要がある。

(4) 地域での防災に関する情報共有の円滑化（LINEグループ、TEAMSの活用など）

- ・ LINEの浸透度が高く、大規模災害発生時にはLINEでの情報収集が欠かせない。



(5) その他の意見

- ・ 阪神・淡路大震災を経験した都市として様々な取り組みを行っているが、地域住民に十分に伝わっていないことがもったいない。
- ・ 足りないものではなく、使える資源を基にした話し合いの場（アセットベースドコミュニティ）を作ることが大事
- ・ 担い手不足に対応し、負担を減らす、なくすなど、本当に必要なことを維持していくための選択肢が必要
- ・ 地域の負担とならないよう、地域の役割について分かりやすい交通整理が必要
- ・ 避難所よりも環境のいいところに居住する人も多いなど、住宅環境が変わっている中での避難所の役割について考えていく必要がある。
- ・ これからの地域コミュニティ、住民自治のあり方を防災を基軸にどう作るか。



② 論点整理



① 地域と行政との役割分担

- ・ 地域に期待する役割の検討、既存事業見直し
 - 「突発的な災害時等、市職員がただちに対応できない場合であっても、地域の方々が自ら避難所を開設し、安全に避難できる」ために必要な事項の整理
 - 既存事業の整理・見直し（簡素化）
 - 市役所・区役所における役割分担・窓口の明確化
 - 区役所が地域課題に取り組むために必要な予算措置
- ・ 時代に即した避難所の役割
 - 「緊急避難場所」と「避難所」の相違点の周知
 - 「在宅避難」の活用（避難時の安全確保、個々の事情に応じた避難生活等の観点）



② 担い手不足への対応 (1/2)

- ・ 既存地域団体に対する取組み
 - 地域活動に参加を促すための機会・場の提供
 - 防災福祉コミュニティ等に対する補助制度の拡充
(イベント開催等、比較的自由に活用できるメニューの追加等)
 - 防災士育成事業を活用した人材の確保、育成
 - 市内における防災士ネットワークの構築 (情報・ノウハウの共有、協力関係の構築)



② 担い手不足への対応 (1/2)

- ・ 自治会空白地域等（マンション含む）に対する取組み
 - 地域団体以外の様々なステークホルダーの協力、活用
 - 【対 象】 地元企業、マンション等管理組合、NPO・ボランティア 等
 - 【検討事項】 事業内容、マッチング手段・方法、報酬 等
 - 市内で活動する職能ボランティアの養成
- ・ 地域による避難所開設・運営訓練の促進方策
 - 訓練内容・手順の標準化
 - インセンティブ（報酬・委託料等）付与の検討



③ 持続可能な地域防災体制の確立

- ・ 次世代育成への支援策（学生防災ボランティアサークル等）、防災教育
 - 防災ジュニアチームの活用・拡充
 - 学生防災ボランティアの協力、活用
- ・ 災害対策基本法等の改正を踏まえた議論
 - ボランティア等の避難所運営業務等への従事に対する実費弁償の検討
(参考：災害救助法)
 - ・ 都道府県知事等は、登録被災者援護協力団体を救助に関する業務に協力させることができるものとする。
 - ・ 登録被災者援護協力団体を救助に関する業務に協力させる場合においては、その実費を弁償しなければならないものとする。



神戸市地域防災力の向上に関する検討委員会（第2回） 意見照会書

機 関 名)

委員氏名)

本日の議題等についてご意見ございましたら、以下にご記入の上、下記事務局までご回答をお願いいたします。

➤ 第1回会議を踏まえた論点整理について

意見記載欄

➤ その他

意見記載欄

【提出先】

〒650-8570

神戸市中央区加納町 6-5-1 神戸市役所 4 号館（危機管理センター）2 階
神戸市危機管理局防災企画課（被災者支援担当）

Fax：078-322-6031

Mail：kiki_shien@city.kobe.lg.jp